

# 委託仕様書

## 第1条 適用

この仕様書は、佐賀空港環境保全対策委託（水質調査）に適用する。

## 第2条 位置

佐賀市川副町犬井道

## 第3条 委託期間

契約日から、令和9年3月31日迄とする。

## 第4条 目的

本業務は、佐賀空港の供用に伴う、空港周辺及び周辺海域の水質に及ぼす影響を把握し、必要に応じて適切な措置を講じ、周辺環境の悪化を防止する際の参考とするため、採水及び水質の調査を行うものである。

また、空港からの排水を監視するため、国造搦・平和搦ポンプ場に設置している水質自動測定装置の正常な作動を維持するための点検を行うものである。

## 第5条 業務内容

### 1. 採水、水質調査

#### 1) 測定項目

測定項目は、水素イオン濃度(pH)、化学的酸素要求量(COD-OH)、浮遊物質(SS)、生物化学的酸素要求量(BOD)、n-ヘキサン抽出物質(n-H)、大腸菌数の6項目とする。

#### 2) 測定方法

測定方法は、JISK0102及び昭和46年環境庁告示第59号付表6に基づいて実施する。

#### 3) 測定回数

採水は定常時（降雨時以外で8:00～17:00）に実施するものとする。

①地点No.1, No.2, No.4については、月に1回の測定とする。

②地点No.3については、3ヶ月に1回の測定とする。

試験項目	測定回数（回）			
	地点No.1	地点No.2	地点No.3	地点No.4
水素イオン濃度(pH)	12 (毎月)	12 (毎月)	4 (6,9,12,3月)	12 (毎月)
化学的酸素要求量(COD)	12 (毎月)	12 (毎月)		12 (毎月)
浮遊物質(SS)	12 (毎月)	12 (毎月)	4 (6,9,12,3月)	12 (毎月)
n-ヘキサン抽出物質 (n-H)	12 (毎月)	12 (毎月)		12 (毎月)
生物化学的酸素要求量 (BOD)			4 (6,9,12,3月)	
大腸菌数			4 (6,9,12,3月)	

#### 4) 採水方法及び日報

採水は所定の方法により行い、次の業務内容を記録した作業日報を作成する。  
また、採水に併せて水質自動測定装置の点検も実施する。

- ①採水場所
- ②採水年月日、時刻
- ③採水時気温及び水温
- ④目視による水質特性及び周辺状況
- ⑤気象状況、その他水質に影響を及ぼすと考えられる要因

## 2. 水質自動測定装置の点検

### 1) 計画準備

本業務を実施するにあたり、業務計画書を作成し提出すること。また、業務を円滑に進める為に十分な現地調査を行うこと。

### 2) 定期点検

定期点検は、別表に掲げる内容を標準とし、毎月1回実施するものとするが、その他装置の円滑な動作上、必要と認められる項目及び発注者が指示する項目等についてはその都度行うものとする。

### 3) データ処理

記録媒体を毎月最終日に回収し、毎正時値をもとに下記事項のデータ処理を行う。

#### ①日報・月報

1日、1月を単位として毎正時値一覧表、平均値、最大最小値、標準偏差を求めること。また、気象状況、その他水質に大きな変化をもたらした原因について判明した内容についても記すこと。

#### ②グラフの作図

①の結果をもとに変動状況が、把握できるようなグラフの作図を行うこと。

### 4) 洗浄水の補給

地点No.1(国造搦排水機場)に設置している水質自動測定装置に毎月洗浄水を補給すること。(月計1, 500リットル程度)

地点No.4(平和搦排水機場)に設置している水質自動測定装置に毎月洗浄水を補給すること。(月計1, 500リットル程度)

## 第6条 業務の報告

点検作業終了後、速やかに機器の作業状況、点検内容、異常の有無等について文書で報告を行うこと。

ただし、機器の異常等早急に対応すべき内容については、速やかに報告すること。

## 第7条 業務内容の変更

明示した委託条件に変更が生じた場合は、監督員と文書にて協議のうえ、必要と認められた場合は、契約変更の対象とする。また、委託条件の変更が当初の段階で想定できず、業務実施期間中に発生した場合についても、監督員と文書にて協議のうえ、必要と認められた場合は、契約変更の対象とする。

## 第8条 成果品

本業務において提出する成果品は、下記のとおりとする。

- 報告書 1部
- CD-R（データ） 1枚
- ①水質分析業務報告書
- ②保守点検業務報告書
- ③作業日報
- ④その他参考資料

## 第9条 連絡体制の確立

予期しない機器の異常・故障等に対応するため、受注者は発注者等からの連絡後2時間以内に現地に対応できるような連絡体制を整備すること。

## 第10条 その他

本業務において疑義が生じた場合は、その場で判断せず速やかに監督員と文書にて協議を行い、その結果に従い実施すること。

## 別 表

分類	点 検 内 容
採 水 部	1. 採水ポンプ外観点検・設置位置の調整
	2. 採水ポンプ揚水確認（目視）
	3. 採水ポンプ吸込部の点検・清掃
	4. 採水ポンプ異常音・異常発熱の点検
	5. 採水ポンプフロート式レベル計の点検・動作確認
	6. 洗浄用ポンプ外観点検
	7. 洗浄用ポンプ揚水確認（目視）
	8. 洗浄用ポンプ異常音・異常発熱の点検
	9. 採水管の点検
	10. 洗浄水タンク外観点検、レベル計動作確認
検 水 部	1. 検水管点検、清掃
	2. 自動洗浄機構の動作確認
	3. 検水バルブの動作確認
検 出 部	1. pH計センサー部の清掃
	2. 濁度計センサー部の確認
	3. 電気伝導度計センサー部の清掃
	4. UV計センサー部の確認
制 御 部	1. 動作点検（各種バルブ類含む）
	2. 時計機能の点検
	3. 洗浄動作の点検
	4. ランプ点灯確認
表 示 部	1. 測定データの表示状況の確認
	2. 測定データ保存用メモリ内のデータの確認
そ の 他	1. 洗浄水の補給（搬入）
	2. 測定器校正用標準液の残量確認（PH）
	3. 採水地点状況の確認
	4. 収納建屋内外部の異常点検